

# NAGAMACHI PLACE MAKING CHALLENGE

===== 2025 =====

賑わい創出社会実験



## 募集要項

令和7年6月

仙台市太白区

# 目次

1. 社会実験の概要について .....	1
(1)背景・目的 .....	1
(2)社会実験の実施日時 .....	1
(3)実施場所 .....	1
2. 企画等の応募について .....	2
(1)応募から実施までの流れ .....	2
(2)募集内容 .....	3
(3)応募の要件 .....	4
(4)社会実験の基本事項、留意事項 .....	5
(5)審査の視点 .....	6
3. 応募方法について .....	7
(1)募集期間 .....	7
(2)応募書類・方法等 .....	7
(3)お問い合わせ .....	7

## 1. 社会実験の概要について

### (1) 背景・目的

本市では、南部の広域拠点である長町地区の持続的な発展のため、旧国道4号沿道を中心とする長町商店街エリアにおいて、地域とともに歩いて楽しい街並みづくりに取り組み、エリアの更なる活性化を進めています。令和6年3月には、地域の皆さんとともに検討を重ね、街並みづくりに取り組む指針として「長町・歩いて楽しい街並みの将来像(ビジョン)(以下「将来ビジョン」という。)」を策定しました。

令和6年度には将来ビジョンの具体化に向け、官民連携の検討組織を設立するとともに、長町商店街エリアでの社会実験の第一弾として、歩いて楽しい街並み形成への道路空間利活用の可能性の検証等を目的に、車道を4車線から2車線に規制した実験を実施しました。

今回実施する第二弾の社会実験は、エリアの更なる魅力向上に向け、公園など既存の公共空間の利活用のあり方の検討や、長町で活動する方の輪の拡大、民間主導の街並み管理体制の検討等を目的に、エリア内の公共空間を舞台とした様々な企画やイベント（以下「企画等」という。）を広く募集し、実施いただくものです。

この社会実験をきっかけに、長町でやりたいことにチャレンジしてみませんか。

※企画等は、(2)(3)に記載する社会実験の実施日時・場所の範囲内で実施いただきます。

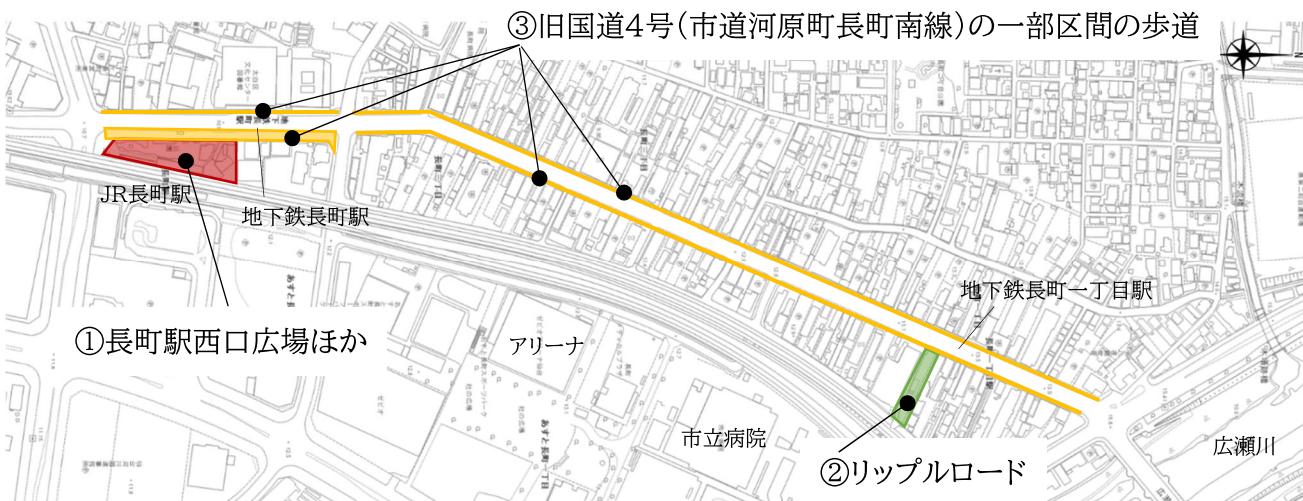
### (2) 社会実験の実施日時

実験期間：令和7年8月29日(金)から令和7年10月5日(日)まで

実験時間：午前9時から午後9時までの間(設営、撤収及び清掃時間を含む。)

### (3) 実施場所

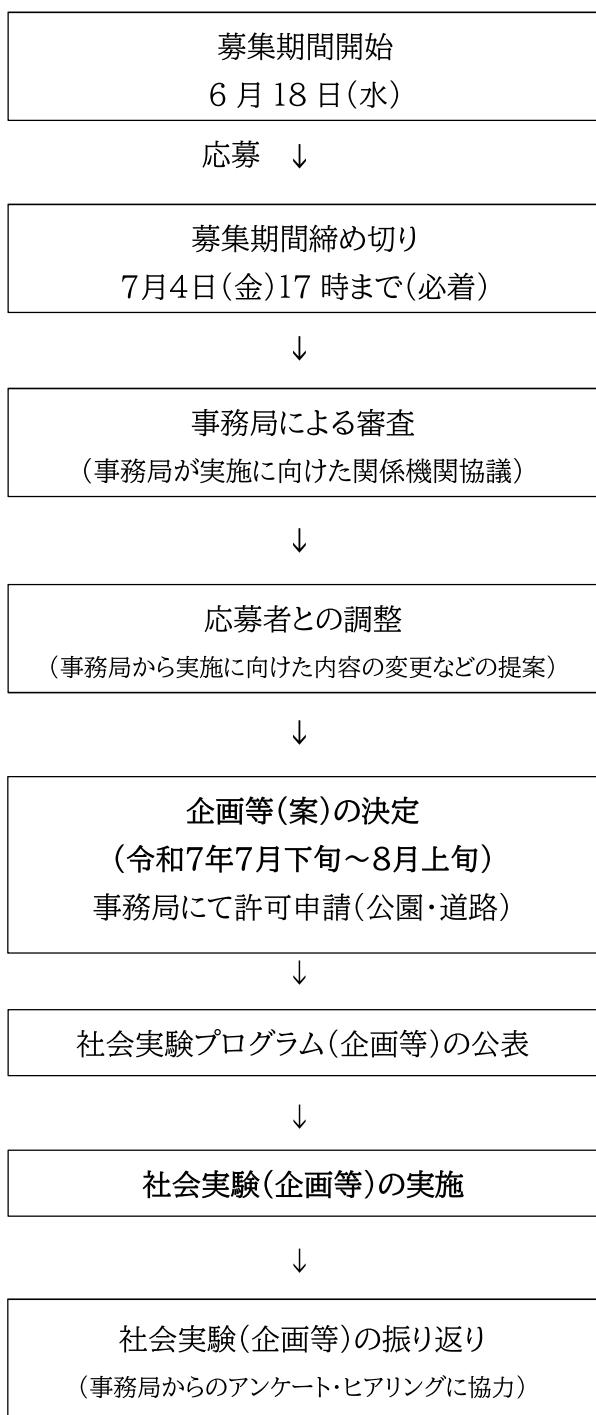
- ①長町駅西口広場ほか（公園区域、隣接する歩道等）
- ②リップルロード（歩行者自転車専用道路）
- ③旧国道4号(市道河原町長町南線)の一部区間の歩道



## 2. 企画等の応募について

### (1) 応募から実施までの流れ

応募から実施までの流れは下記のとおりです。



- 応募方法等は「3. 応募方法について」をご確認ください。

- 応募をキャンセルする場合は速やかにご連絡ください。

- 事務局において応募内容(企画等)が募集要項に記載した内容を遵守したものであるかを確認のうえ、審査を行います。審査後、結果について事務局から通知いたします。
- 事務局と管理者(道路・公園)が法規制等の確認を行います。

- 他の応募内容(企画等)と時間や場所が重複する場合、または関係法令の基準や歩行者の安全性の観点等から、希望する内容や時間、場所について、事務局から応募者に内容の修正をご提案する場合があります。

- 必要な申請書類が整い、調整内容等について応募者との合意が成立すれば、企画等(案)の決定となります。

- 事務局は市ウェブサイト・SNS、記者発表、チラシの配布などにより幅広く情報発信します。

- 応募いただいた様々な企画等を実施いただく、社会実験を実施します。

- 事務局が実施するアンケートやヒアリングへ協力してください。
- 企画等によっては、社会実験後も定期的な実施の打診を行う場合もあります。

## (2) 募集内容

下記指定の場所において実施いただく、長町地域の活性化や回遊性の促進、滞在性の向上、賑わいの創出につながる様々な企画等を募集します。

なお、審査や関係法令の基準、歩行者の安全性の観点などから、応募いただいた企画等が実施できない場合や希望に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

下記場所を一体的に複数使用することや部分的に使用することも可能です。

### ①長町駅西口広場ほか

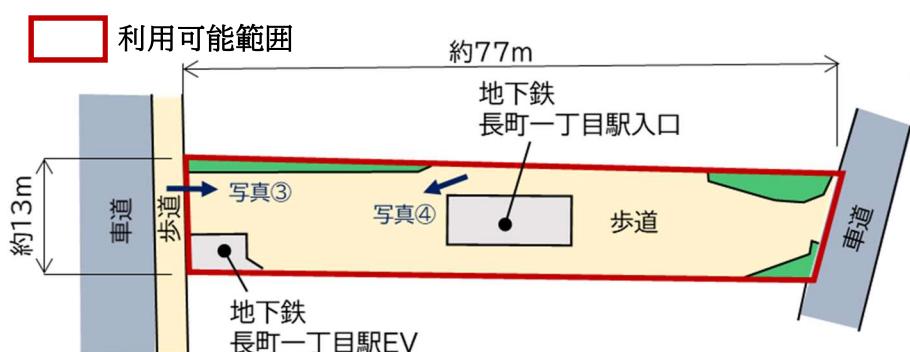


#### 【具体的な企画等の例】

- ・ 広場や施設を利用した物販・飲食・ぐつろぎスペース(マルシェや特産品PR)等の企画
- ・ アートや音楽(若者や大人の製作発表や体験型コンテンツ)等の多様な賑わいイベント企画



### ②リップルロード



#### 【具体的な企画等の例】

- ・ こどもやファミリー向けの物販や飲食ブース(縁日やコーヒーフェス)等の企画
- ・ テイクアウト商品等を持ち込む休憩所の設置

### ③旧国道4号(市道河原町長町南線)の一部区間の歩道

A: 長町駅前東側歩道



B: A 区間以外の歩道の例(西側・東側)



#### 【具体的な企画等の例】

- ・ 長町駅東側歩道で物販・飲食・くつろぎスペース(マルシェや特産品 PR)の企画
- ・ 沿道店舗と一体となった軒先での物販

### (3)応募の要件

#### ①応募できる方

本社会実験の目的や求められる公共性・公益性<sup>\*</sup>を理解した上で、長町地域の賑わい創出に寄与できる法人・団体・個人で、次の要件をすべて満たしているものとします。

- ・ 商店等の場合、営業に関する必要な許認可・免許等を有するもの
- ・ 未成年の場合は、保護者の承諾があるもの
- ・ メール等の連絡が可能なものの
- ・ 過去に市主催イベント等でトラブルがないもの
- ・ 各業態の関係諸法規及び行政官庁の指導を遵守できるもの
- ・ 暴力団もしくは暴力団等又はその関係者等ではないもの(仙台市暴力団排除条例(平成 25 年 6 月 25 日仙台市条例第 29 号))

#### ※公共性・公益性

- ・ 市民全体や不特定多数の利益のための社会貢献的な活動であること
- ・ 法令、条例、規則等に違反する活動でないこと
- ・ 公序良俗に反する行為でないこと
- ・ 宗教的活動又は政治的活動でないこと

#### ②応募できる企画等

- ・ 寄付金の募集、募金活動、勧誘行為ではないこと

- ・通行者や周辺住民等に危害や迷惑を与える恐れのある行為ではないこと
- ・暴力団もしくは暴力団員の利益につながる活動でないこと(仙台市暴力団排除条例(平成25年6月25日仙台市条例第29号))

#### (4)社会実験の基本事項、留意事項

##### ①社会実験としての基本事項

- ・道路や公園使用の許可申請は事務局で行い、許可申請に伴う占用料・使用料等は本実施期間に限り無料です。許可申請等に伴い必要な情報や資料の提供を求める場合は速やかに対応してください。
- ・企画等により必要となる保健所や消防の手続き等は、原則、応募者で責任をもって行ってください。
- ・公園(長町駅西口広場)内の火気使用は認められません。
- ・電気・水道の利用は原則、応募者にて用意してください。
- ・酒類の提供は可能です。ただし、取扱いに関する許可や年齢確認等は応募者にて行ってください。
- ・一般歩行者の通路を確保してください。また、点字ブロック通行部分は確保してください。支障となる場合は事務局と協議が必要です。
- ・事務局が実施するアンケートやヒアリングに協力してください。
- ・事務局は市ウェブサイト・SNS、記者発表などにより情報発信をします。事務局による情報発信や写真撮影に同意しない場合には、事前に申し出てください。
- ・事務局にて社会実験中の風景を写真等で記録し、各種報告や広報で使用する場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ・企画等の実施が決定した後でも、応募内容の虚偽が判明した場合や、応募者の社会的信用を損なう行為等により、応募者が企画等を実施することについてふさわしくないと事務局が判断した場合には、企画等の実施を認めないことがあります(これに伴う補償や費用負担は致しません。)。

##### 企画等の実施に当たっての留意事項

###### 【地域との合意形成】

- ・音、におい、排気、利用時間の順守や沿道店舗の営業など、沿線住民や店舗に配慮すること
- ・車の利用にあたっては、路上駐車をしないこと

###### 【安全確保】

- ・決められたエリア以外へ什器の設備等を置かないこと
- ・什器や応募者が用意する設備については転倒防止措置等の必要な対策等を講じること

###### 【利用・撤去に関する注意事項】

- ・必要機材(応募者が使用するテーブル・椅子を含む)は、すべて応募者側で準備、設営及び撤収などをを行うこと
- ・現地で発生したごみや排水等は、応募者により適正に処理すること

###### 【出店禁止物品】

- ・盗品、コピー品、偽ブランド品、医薬品、危険物、生き物など法令に抵触・規制されているもの

###### 【出店物の管理】

- ・出店物等は、応募者が各自の責任において管理すること

## ②応募者との調整

- 他の応募内容(企画等)と時間や場所が重複する場合、または関係法令の基準や歩行者の安全性の観点等から、希望する内容や時間、場所について、事務局から内容の修正をご提案する場合があります(修正に伴う補償や費用負担は致しません)。

## ③緊急時の対応、事故、苦情対応

- 会場内だけが、火災、事故、事件、盗難等のトラブルが発生した場合、応募者は速やかに通報してください(けが人・火災等は 119 番・事故、事件、盗難は 110 番)。事務局でトラブルの現地状況を確認しますので、事務局へ必ず報告してください。
- 会場内での事故・損害等については、主催者の故意、または重大な過失に基づくことを除き一切の責任は負いません。
- 企画等の実施中に発生した第三者への損害などの人的損害や実施場所における公共物の破損等の物的損害に対する全ての賠償責任は応募者に帰属しますので当事者である応募者において処理してください(イベント保険等の加入をお勧めいたします)。
- クレームは応募者により適切に対応するとともに速やかに事務局へ報告してください。
- 企画等の実施時に応募者又は応募者の従業員等が損害を受けても、事務局は一切責任を負いません。
- 緊急又は不測の事故・事態、災害等により企画等の実施が不可能となった場合、そのために生じた損害の補償は致しません。

## ④悪天候、自然災害の対応

- 雨天等による企画等の中止の判断は、応募者側でお願いします。なお、中止する場合は、事務局にできるだけ早くご連絡ください。
- 天候回復等により企画等が実施可能と思われる場合は、関係者・来場者の安全が十分確保できると判断したうえで、事務局へ連絡・確認してください。
- 地震等の自然災害が発生し、又は暴風警報、大雨警報、洪水警報等が発令されるなど、人命の危険や事故の恐れがある場合は中止とします。その場合は事務局の指示に従ってください。

## (5)審査の視点

応募内容が、この募集要項に記載した内容を遵守したものであるかを確認のうえ、以下の視点に基づき事務局にて審査を行います。

- 「長町・歩いて楽しい街並みの将来像(ビジョン)」(令和6年3月仙台市太白区策定)における街並みの将来像との適合性  
▼仙台市ホームページ  
[https://www.city.sendai.jp/taihaku-katsudo/nagamachi/nagamachi\\_times.html](https://www.city.sendai.jp/taihaku-katsudo/nagamachi/nagamachi_times.html)
- 長町地域全体の活性化につながる内容か
- 継続的な長町地域への関わりが期待できるか
- 公益性・公共性を踏まえているか



### 3. 応募方法について

#### (1) 募集期間

令和7年6月18日(水)から令和7年7月4日(金)17時まで(必着)

#### (2) 応募書類・方法等

下記の書類をメール、郵送、持参のいずれかで提出してください。

##### ①応募書類

・応募申込書

・応募者の証明書類

法人の場合:法人登記の写し、HP等の印刷物(代表者、所在等が客観的に確認できるもの) 等

団体の場合:団体規約・構成員名簿、規約がない場合は代表者の証明書類・構成員名簿 等

個人の場合:運転免許証の写し、住民票等の写し 等

##### ②応募方法ごとの書類提出先

メール : [tai015100@city.sendai.jp](mailto:tai015100@city.sendai.jp)

下記、件名にてメールを送信ください。

【長町社会実験2025】〇〇〇(申込書の法人・団体・個人名)

郵送 : 〒982-8601 仙台市太白区長町南三丁目1-15

太白区役所長町地域活性化推進室 宛て

持参 : 太白区役所4階 長町地域活性化推進室 まで

※ 応募書類は返却いたしません。

※ 応募書類にご記入いただく個人情報については、本社会実験に関するご連絡・運営・管理事務にのみ利用いたします。

#### (3) お問い合わせ

問い合わせ内容のすれ違い等を避けるため、電話での対応は受けておりません。お問い合わせは全て下記アドレスあてにメールにてお願いします。

メール : [\(長町地域活性化推進室メールアドレス\)](mailto:tai015100@city.sendai.jp)

NAGAMACHI PLACE MAKING CHALLENGE 2025  
主催 仙台市太白区

NAGAMACHI PLACE MAKING CHALLENGE 2025 事務局  
仙台市太白区まちづくり推進部長町地域活性化推進室  
長町エリアマネジメント推進準備委員会